

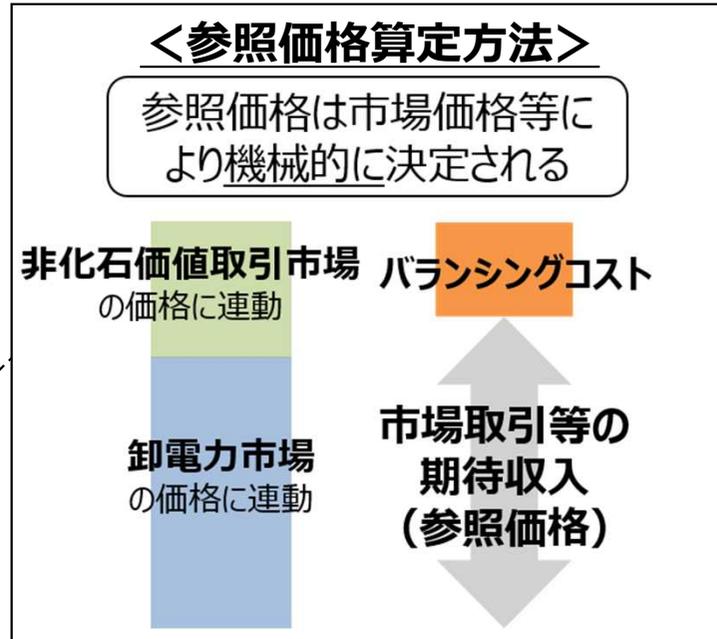
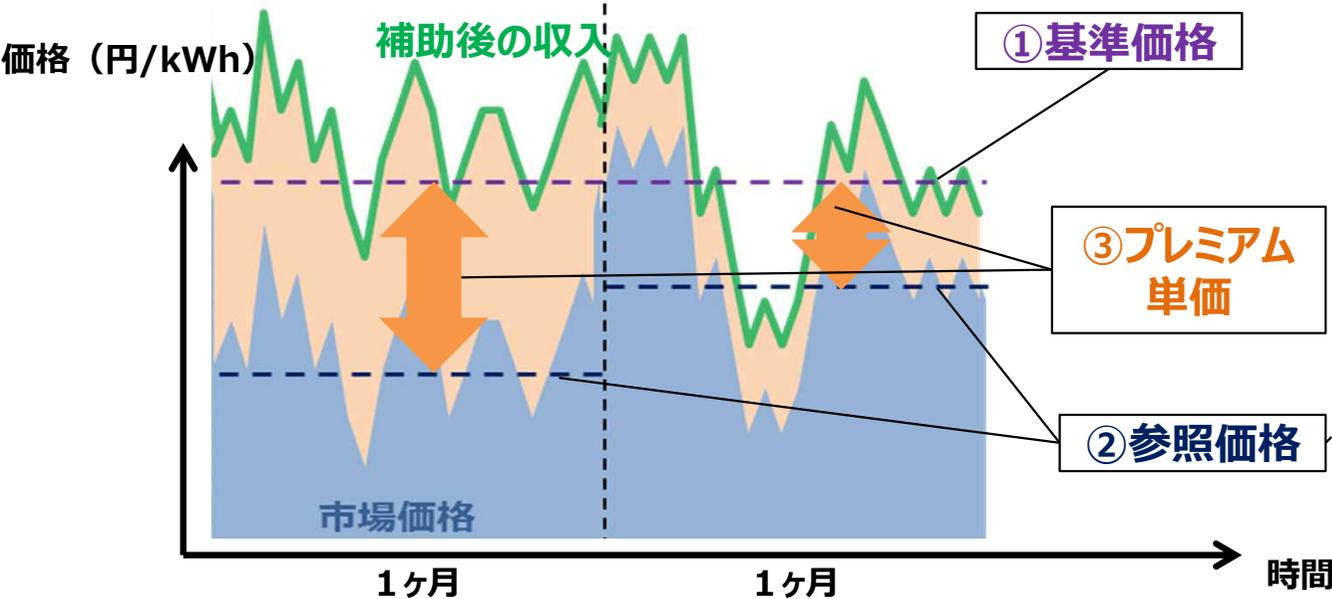
FIP制度における基準価格とプレミアム

- FIP制度は再エネ電源の投資インセンティブを確保しつつ、市場統合を促しながら、電力市場全体のシステムコストの低減を図るもの。
- FIP制度における基準価格（FIP価格）は、FIT制度における調達価格と同じく、再生可能エネルギー電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎とし、価格目標その他の事情を勘案して定めるものとされている。
- プレミアム（供給促進交付金）の額は、基準価格（FIP価格）から、参照価格（市場取引等により期待される収入）を控除した額（プレミアム単価）に、再エネ電気供給量を乗じた額を基礎として、1ヶ月（交付頻度）毎に決定される。

<プレミアム単価の算定イメージ>

2021/1/12 第23回大量小委、第11回主力化小委合同会議 資料1一部加工

①基準価格 - ②参照価格 = ③プレミアム単価



市場価格の参照方法、プレミアム交付の流れ（イメージ）

<市場価格の参照方法>

① 前年度年間平均市場価格の確定

0分コマのスポット市場と時間前市場の価格をエリア別に加重平均する。この価格（以下、30分コマ市場価格）について、発電特性を踏まえ、1年間分の加重平均（非自然変動電源は単純平均）をする。

前年度1年分の各コマ単価（エリア別）
 スポット市場価格 × 時間前市場価格
 各30分コマの価格を加重平均

加重平均
 ×

自然変動電源の発電特性を踏まえた加重平均

※各一般送配電事業者が公表するエリアの供給実績

（非自然変動電源は単純平均）

② 当月の参照価格・調整前プレミアム単価の確定

：当年度当月と前年度同月について、各30分コマ市場価格を発電特性をふまえて加重平均（非自然変動電源は単純平均）し、その差分を補正する。

当月の参照価格（円/kWh） = 前年度年間平均市場価格（円/kWh） + （当年度月間平均市場価格（円/kWh） - 前年度月間平均市場価格（円/kWh））

当月の調整前プレミアム単価（円/kWh） = 基準価格（円/kWh）
 - { 当月の参照価格（円/kWh） + 非化石価値相当額（円/kWh） - バランシングコスト（円/kWh） }

③ 当月の調整後プレミアム単価の確定

：エリア別に、0.01円/kWhの各30分コマ以外を対象に、以下の調整後プレミアム単価を計算する。

当月の調整後プレミアム単価（円/kWh） = 当月の調整前プレミアム単価（円/kWh） × 電源別エリア全体当月実績（0.01円/kWhコマ含む）合計の電気供給量（kWh）
 ÷ 電源別エリア全体当月実績（0.01円/kWhコマ除く）合計の電気供給量（kWh）

④ 当月のプレミアム交付額の確定

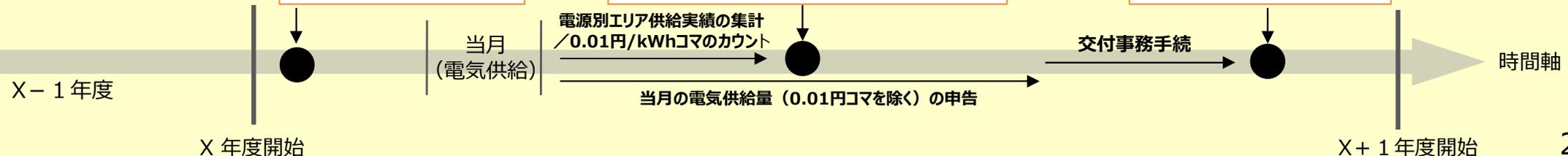
当月のプレミアム交付額（円） = 当月の調整後プレミアム単価（円/kWh） × 当該FIP事業の当月の電気供給量（kWh）
 ※「当該FIP事業の当月の電気供給量」は、当月において認定発電設備を用いて発電し、及び市場取引等により供給した再エネ電気の量（0.01円コマを除く）電気供給量

<プレミアム交付までの流れ>

① 前年度年間平均市場
価格の確定

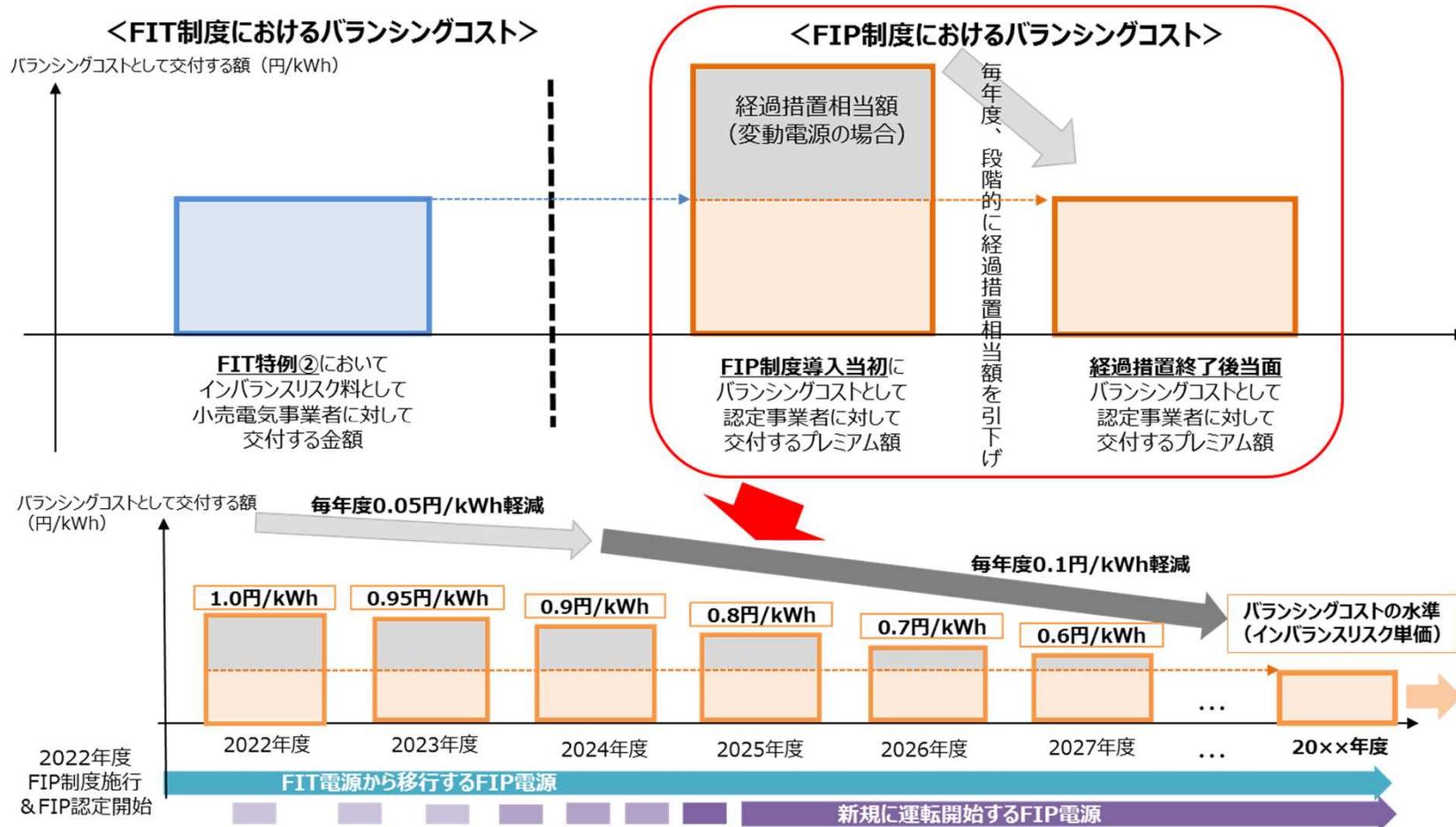
② 当月の参照価格・調整前プレミアム単価
③ 当月の調整後プレミアム単価、の確定

④ 当月のプレミアム交付額
の確定・交付



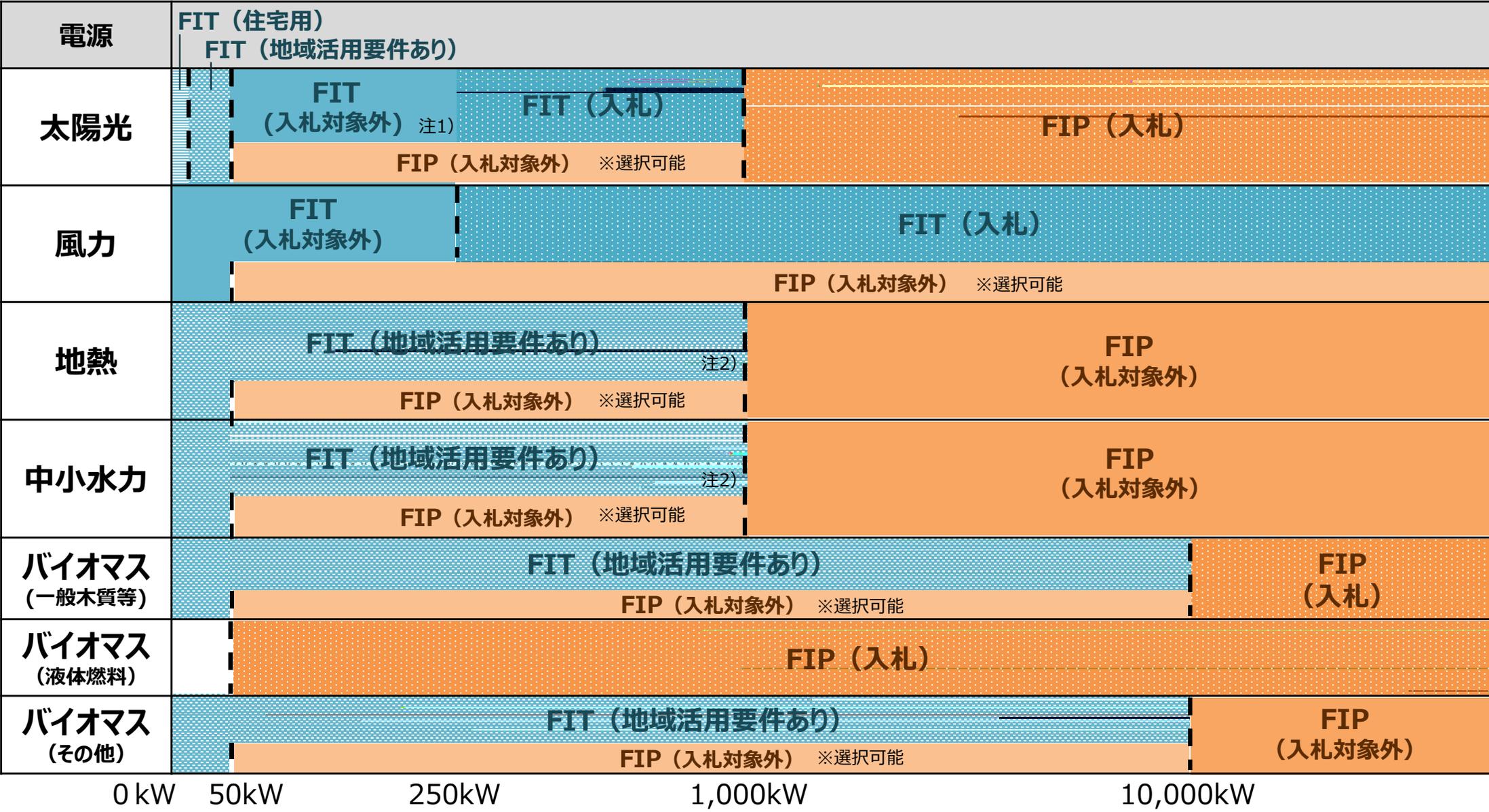
FIP制度当初のバランシングコストについて

- **制度開始当初は、バランシングコスト（計画値同時同量に対応するためのコスト）の水準に配慮。** 具体的には、**2022年度は1.0円/kWhとし、施行から3年間は、緩やかに0.05円/kWhずつ低減、4年目以降は0.1円/kWhずつ低減させ、「バランシングコストの目安 = FITインバンスリスク料と同額」**を目指す。加えて、中長期的には、周辺ビジネスの環境に応じて、バランシングコスト自体の低減を目指すこととしてはどうか。
- こうした仕組みにより、FIP制度開始当初、**FITからの移行へのインセンティブ**を持たせ、市場を創出。



2022年度のFIT/FIP・入札の対象

- 風力以外は一定規模以上はFIPのみ認める。また、50kW以上は事業者が希望すればFIPも選択可能。
- なお、既にFIT認定を受けている事業も、50kW以上は事業者が希望すればFIPに移行可能。



注1) 太陽光の2022年度の入札対象の閾値は、2021年度の閾値をそのまま仮定していることに留意。 注2) なお、地熱・中小水力の当該の閾値は、2023年度も同じとする。